

(様式 1 - 3)

南相馬市 帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

平成 27 年 8 月時点

※本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	28	事業名	南相馬市復興工業団地造成事業 (基金型)	事業番号	(6) - 44 - 2
交付団体	南相馬市		事業実施主体 (直接/間接)	直接	
総交付対象事業費 (第 1 期造成工事分)	2,035,525 (千円)		全体事業費 (第 1 期造成工事分)	3,895,285 (千円)	
<b>再生加速化に関する目標</b>					
東京電力福島第一原子力発電所の事故により、本市の商工業者の多くは休業・廃業、市外への事業所移転を余儀なくされたことから、工業団地を造成し、新たな雇用の場の受け皿を確保することにより、避難住民の早期帰還を促進し、地域再生の加速化を図る。					
<b>事業概要</b>					
本市の復興計画では、新たな土地利用の基本として 7 つのゾーン (集団移転地、緩衝緑地、農業再生、漁港再生、工業団地、再生可能エネルギー、公園緑地) による機能配置を行うこととしており、津波被害が甚大な菟浜地区を新たな工業団地ゾーンと位置づけ約 70ha の整備を行う。 <南相馬市復興総合計画 P51> 基本指針 1 地域の特性をみつめなおし、産業と交流がさかんなまちづくり 基本施策 (1) 商工業の再興 施策 ② 企業誘致の推進 施策の展開 企業誘致のための工業基盤の整備 多種多様な企業の立地に対応できるよう、大規模な工業団地を造成します。 主な取組 工業団地の造成					
<b>当面の事業概要</b>					
・平成 24~25 年 基本計画作成、基本設計業務、埋蔵文化財調査、用地買収 (防災集団移転分) ・平成 26~28 年 実施設計作成 用地買収 (ほ場整備非農用地分) ・平成 26 年~ 第 1 期造成工事開始 (平成 29 年 3 月 工事完了予定) 《参考》 ・平成 28 年~ 第 2 期造成工事開始 (平成 30 年 3 月 工事完了予定)					
<b>地域の再生加速化との関係</b>					
原子力災害被災地の商工業の展開には、既存産業団地の再編に加え、新規転入事業者のための産業団地整備も喫緊の課題となっている。渋佐・菟浜地区においては、市が被災した宅地・農地を集団移転事業で買い上げ、併せて、ほ場整備事業で集約した非農用地を取得することにより、短期間で用地を確保することができ、早期の団地造成が可能となる。 このことによって離農者や市外に避難している若者の雇用の場が確保され、南相馬市の復興の早期実現が可能となる。					
<b>関連する事業の概要</b>					
【防災集団移転事業】 津波浸水地域のうち、災害危険区域に指定された地域については、安全な地域への転居を防災集団移転事業で進める。(震災前の居住世帯 180 世帯) 【災害関連ほ場整備事業】 被災農地約 500ha を対象に災害関連ほ場整備事業を実施する。ほ場整備計画区域内の宅地及び非農用地設定した離農者の農用地を集約し、短期に工業団地造成用地を確保する。					

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	